

事例 19

発 生 日	平成 23 年 12 月 22 日頃
発生場所	広島県 広島市（東区）
種 類	不審な電話
事件の概要	東区役所（保健課）を名乗る若い声の男から、「10月3日に通知を送っているが、49,963円の過払いがある。12月9日までに手続きをしないといけなかったが、手続きがまだなので、今日が手続きの最終日です。」と電話があった。 「通知も見っていないし、主人が外出しているのでわからない」と答えると、「電話でも手続きが出来るのでメモを取ってほしい」と言われた。 「主人が帰ってから電話をしますので電話番号を教えてください」と尋ねたら、いきなり電話が切れた。 不審に思った妻が、夫に電話をし、夫である被保険者本人が区役所窓口に来られたことで今回の件が発覚した。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また、還付金等のお支払いに際して、<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の 後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	

事例 18

発 生 日	平成 23 年 12 月 16 日頃
発生場所	広島県 廿日市市
種 類	不審な電話
事件の概要	82歳の女性宅に、廿日市市職員を名乗る男から、「医療の関係でお聞きしたいが、世帯主は誰か」という電話があった。 女性が「私が世帯主である。今から出かけるので切る」と話すと、男は「また電話します」と言って電話を切った。 不審に思った女性が廿日市市に連絡したことで事件が発覚した。 なお、廿日市市では、女性に対し、職員はそのような電話をしていないことと、今後もし同じような電話があれば警察に通報するよう伝えた。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

事例 17

発 生 日	平成 23 年 12 月 14 日頃
発生場所	広島県 広島市（佐伯区）
種 類	不審な電話（還付金詐欺）
事件の概要	12 時頃、80 歳の一人暮らしの女性宅に、「戻ってくるお金がある」という電話があったがすぐに切れた。 その後、市役所のモリタと名乗る男から「41,900 円戻ってくるので、携帯の番号を教えてほしい」と再度電話がかかってきたので、「携帯電話を持っていないので区役所に直接行く」と答えたところ、「電話でしか手続きができない」と言われた。 相手の電話番号を聞こうとしてメモの用意をしている間に電話が切れた。不審に思って区役所に問い合わせたところ、事件が発覚した。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

事例 16

発 生 日	平成 23 年 12 月 14 日頃
発生場所	広島県 三次市
種 類	不審な電話（還付金詐欺）
事件の概要	以下の 3 件が同日に発生。 ① 午前 10 時過ぎ、男から「市役所の保険課から電話をしている」という電話があったが、夫が不在で妻が対応したところ電話が切れた。 ② 市役所のモリタの名で「保険料を多くもらっているのでお返しする」との電話があった。相手が「またかける」と言って電話を切ったが、かかってこないのでは不審に思った。 ③ 市役所の医療課を名乗り、「平成 17 年度から 22 年度の医療費の過払いがあるので、社会保険庁に連絡するようにと言われ、連絡先を指定された。このことを不審に思って夫に相談した。 いずれの事案も、不審に思った被保険者から三次市に連絡があり、事件が発覚した。被害は発生していない。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

事例 15

発 生 日	平成 23 年 12 月 13 日頃
発生場所	広島県 広島市
種 類	不審な電話（還付金詐欺）
事件の概要	広島市西区在住の被保険者の女性（75歳）宅に，広島市西区医療保険課のモリタと名乗る男から「後期高齢者医療で還付金がある旨の通知を10月頃に書面で通知したが，確認はしたか」といった趣旨の電話があった。 女性は，そのような通知を見ておらず，また電話口の男の口調がおどおどしているように聞こえたため不審に思い，折り返し電話するとしたところ，男は電話番号を言って電話を切った。 女性が調べたところそのような通知はなく，また折り返し電話をしてもコール音が鳴り続けるばかりであったため，西区に電話をしたことにより事件が発覚した。 なお，当広域連合で調べたところ，この被保険者に保険料の還付金や医療費の給付等はなかった。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また，還付金等のお支払いに際して，<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合，すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	

事例 14

発 生 日	平成 23 年 12 月 8 日正午頃
発生場所	広島県 大竹市
種 類	不審な電話（還付金詐欺）
事件の概要	大竹市に住む 1 人暮らしの女性（84 歳）宅に，社会保険庁職員を名乗る男性から「還付金があるので，口座番号を教えてほしい。」と電話があった。 女性は携帯電話を通じた男性の指示の通りに A T M を操作し，現金約 1 5 0 万円を振り込んでしまった。 現在，警察が詐欺事件として調査している。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また，還付金等のお支払いに際して，<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合，すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	